

## 出資及び債務保証採択審査基準（金属鉱物・国内製錬）

令和4年11月14日

2022年（評審）業務通達第121号

### 【出資及び債務保証採択審査基準（金属鉱物・国内製錬）】

- I. 本審査基準は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が行う本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬に係る出資、債務保証について、採択審査業務を適正かつ円滑に運営するとともに、我が国への金属鉱物資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実施する観点から、金属採掘等資金及び金属権利譲受け資金出資細則、及び金属鉱物開発資金債務保証細則に基づき定めるものである。
  
- II. 出資、債務保証の採択審査に当たっては、別表に基づき、総合的に審査を行うものとする。なお、機構が別表に定める審査事項以外の事項に関してリスクの存在を認める場合は、当該事項も審査の対象とするものとする。

## 【金属採掘等資金出資（国内製錬）】

審査事項	審査基準等
1. 技術的審査事項	
(1) 原料鉱石等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 調達が計画されている原料鉱石等の品質（品位、物性、粒度分布、不純物含有量等）が、プラントへの供給において問題がないこと。</li> <li>② 原料鉱石等の調達計画量は、生産計画と整合性があること。なお、原料鉱石等の調達先が出資先等又は事業実施者が保有している鉱山の場合は、生産計画は当該鉱山の埋蔵量と整合性があること。</li> </ul>
(2) 個別技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 製錬方法等の個別技術は、対象とする原料鉱石等に対して実績のある方法であること。新規技術等の採用が計画されている場合は、試験結果等に基づき、適格性が高い方法であること。</li> </ul>
(3) 開発・生産計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 開発計画（プラント設計、残渣処分場の設計、開発工程等）は、周辺インフラ、地形等が考慮されていること。</li> <li>② 生産計画は、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。</li> <li>③ 残渣処分場（鉱滓等）や廃水等の処理設備は、適格な設計がなされており、かつ十分な容量があること。</li> </ul>
(4) 開発・生産体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業を円滑に実施するために必要な開発・生産体制が構築されていること。</li> <li>② 適切な方法によって、十分な実績と技術を有するコントラクターが選定されていること、又は選定されると見込まれること。</li> <li>③ 初期不良等のトラブルに対して、コントラクターとの契約を含めて適切に対応できる体制になっていること。</li> </ul>
(5) 開発費、操業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 開発費、操業費は、開発計画、生産計画と整合性があること。</li> <li>② 開発費、操業費は、立地環境等を考慮して適切であること。</li> </ul>
(6) 自然環境・社会環境・立地条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象地域の自然環境・社会環境・立地条件において、開発・操業の障害となる事象が存在しないこと。障害となる事象が存在する場合は、有効な対処策が示され</li> </ul>

	ていること。
2. 経済的審査事項	
(1) 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 開発計画に則した資金調達が計画されていること。</li> <li>② 借入をしている、又は借入を予定している場合、その返済計画は、生産計画に基づく資金収支見込みと整合性があること。</li> </ul>
(2) 借入金返済の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 開発資金の調達の一部を借入で行っている、又は借入で行う予定の場合、生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、それぞれ単独の要素が想定される変動の範囲で事業環境に不利な条件になった場合でも、原則として事業期間における Debt Coverage Ratio (DCR) が1を超えること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">DCR = (元利返済に充当可能な原資の現在価値) / (借入金合計額)</p>
(3) 事業の経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 技術的審査において算定された開発費、生産量及び操業費の見通しを前提に、金属価格、為替レート等について一定の条件を置いたとき、事業の IRR が原則として5%程度以上であること。</li> <li>② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実であること。</li> </ul>
(4) 機構出資の経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「事業の経済性」と同一の条件を置いたとき、機構出資の IRR が原則として5%程度以上であること。</li> <li>② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実であること。</li> </ul>
3. 契約・事業実施関連事項	
(1) 鉱石等供給契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 鉱石等供給契約を締結している、又は締結すると見込まれるなど、原料鉱石等の確保が相当程度確実であること。</li> </ul>
(2) 契約条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 契約等において、出資先が事業計画の策定など、重要事項に関する意思決定に参画する応分の権利が確保されていること。</li> <li>② 出資先又は事業実施者の定款や株主間協定が、事業実施において不適切なものではないこと。</li> </ul>

	<p>③ 出資先又は事業実施者の定款や株主間協定は、事業を継続実施するためのガバナンス確保を妨げないこと。</p> <p>④ 契約等において、事業からの途中段階での撤退や権益譲渡等の権利が過度に制限されていないこと。</p>
(3) 生産物の販売	<p>① 出資先又はその関係会社（主に共同出資者のことを指し、以下「出資先等」という。）は、原則として、権利保有比率に応じた生産物の引取権、販売権等を有すること。</p> <p>② 当該事業からの生産物の販売契約が締結されているなど生産物販売先が確保されているか、又は確保されると見込まれること。</p>
(4) 生産開始時期	<p>① 当該事業からの生産開始が、機構出資後5年以内と見込まれること。</p>
(5) 事業実施に係る許認可等	<p>① 事業実施に係る許認可事項が明確になっており、これらの承認について特段の障害がないと見込まれること。</p>
(6) 事業管理能力及び事業遂行能力	<p>① 出資先等は、十分な事業管理能力を有していること。</p> <p>② 事業の管理体制、コントラクターの能力等は、事業遂行上特段の障害がないと見込まれること。</p> <p>③ 事業実施者は、在籍する人材及び同種の事業の実績等から、十分な事業管理能力及び事業遂行能力があること。</p> <p>（事業実施者は、対象事業を実質的に管理・運営する法人であり、対象事業に権益を保有する主要な法人・出資先等又は出資先等が直接、間接に関わらず出資する法人をいう。）</p>
(7) 経営状況等	<p>① 出資先等及び事業実施者は、事業実施に必要な資金力及び資金調達能力を有していること。</p> <p>② 事業実施者の経営陣は、対象事業を適切に管理できると見込まれること。</p> <p>③ 事業実施者の財務面、労務面、法務面、税務面において、事業の遂行に支障となる事象がないこと。</p>
4. 政策的審査事項	
(1) 政策的意義	<p>① 国の金属資源確保の方針及び別に定める要素を考慮し、総合的に判断する。</p>

【金属権利譲受け資金出資（国内製錬）】

審査事項	審査基準等
1. 技術的審査事項	
(1)原料鉱石等	<p>① 調達が計画されている原料鉱石等の品質（品位、物性、粒度分布、不純物含有量等）が、プラントへの供給において問題がないこと。</p> <p>② 原料鉱石等の調達計画量は、生産計画と整合性があること。なお、原料鉱石等の調達先が出資先等又は事業実施者が保有している鉱山の場合は、生産計画は当該鉱山の埋蔵量と整合性があること。</p>
(2)個別技術	<p>（開発事業）</p> <p>① 製錬方法等の個別技術は、対象とする原料鉱石等に対して実績のある方法であること。新規技術等の採用が計画されている場合は、試験結果等に基づき、適格性が高い方法であること。</p> <p>（生産事業）</p> <p>① 操業又は操業立ち上げにおいて、生産計画に重大な影響を与える等の技術上の問題が発生していないこと。問題が発生している場合は、適切な対処策が示されていること。</p>
(3)開発・生産計画	<p>（開発事業）</p> <p>① 開発計画（プラント設計、残渣処分場の設計、開発工程等）は、周辺インフラ、地形等が考慮されていること。</p> <p>② 生産計画は、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。</p> <p>③ 残渣処分場（鉱滓等）や廃水等の処理設備は、適切な設計がなされており、かつ十分な容量があること。</p> <p>（生産事業）</p> <p>① 生産計画は、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。</p> <p>② 残渣処分場（鉱滓等）や廃水等の処理設備は、適切な設計がなされており、かつ十分な容量があること。</p>
(4)開発・生産体制	<p>① 事業を円滑に実施するために必要な開発・生産体制が構築されていること。</p> <p>② 適切な方法によって、十分な実績と技術を有するコントラクターが選定されていること、又は選定されると</p>

	見込まれること。 ③ 初期不良等のトラブルに対して、コントラクターとの契約を含めて適切に対応できる体制になっていること。
(5) 開発費、操業費	① 開発費、操業費は、開発計画、生産計画と整合性があること。 ② 開発費、操業費は、立地環境等を考慮して適切であること。
(6) 自然環境・社会環境・立地条件	① 対象地域の自然環境・社会環境・立地条件において、開発・操業の障害となる事象が存在しないこと。障害となる事象が存在する場合は、有効な対処策が示されていること。
2. 経済的審査事項	
(1) 資金計画	① 対象事業の権利譲受けにおいて、出資先の資金計画が適切なものであること。
(2) 借入金返済の確実性	① 出資先若しくは権利譲受けの対象会社が借入を行っている、又は借入を予定している場合は、生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、それぞれ単独の要素が想定される変動の範囲で事業環境に不利な条件になった場合でも、原則として事業期間における DCR が 1 を超えること。  DCR = (元利返済に充当可能な原資の現在価値) / (借入金合計額)
(3) 事業の経済性	① 技術的審査において算定された開発費、生産量及び操業費の見通しを前提に、金属価格、為替レート等について一定の条件を置いたとき、事業の IRR が原則として 5% 程度以上であること。 ② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実であること。
(4) 機構出資の経済性	① 「事業の経済性」と同一の条件を置いたとき、機構出資の IRR が原則として 5% 程度以上であること。 ② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実であること。

3. 契約・事業実施関連審査事項	
(1) 鉱石等供給契約	① 鉱石等供給契約を締結している、又は締結すると見込まれるなど、原料鉱石等の確保が相当程度確実であること。
(2) 契約条件等	① 契約等において、出資先が事業計画の策定など、重要事項に関する意思決定に参画する応分の権利が確保されていること。 ② 出資先又は事業実施者の定款や株主間協定が、事業実施において不適切なものではないこと。 ③ 出資先又は事業実施者の定款や株主間協定は、事業を継続実施するためのガバナンス確保を妨げないこと。 ④ 契約等において、事業からの途中段階での撤退や権益譲渡等の権利が過度に制限されていないこと。
(3) 生産物の販売	① 出資先等は、原則として、権利保有比率に応じた生産物の引取権、販売権等を有すること。 ② 当該事業からの生産物の販売契約が締結されているなど生産物販売先が確保されているか、又は確保されると見込まれること。
(4) 生産開始時期	① 当該事業からの生産開始が、機構出資後5年以内と見込まれること。
(5) 事業実施に係る許認可等	① 事業実施に係る許認可事項が明確になっており、これらの承認について特段の障害がないと見込まれること。
(6) 事業管理能力及び事業遂行能力	① 出資先等は、十分な事業管理能力を有していること。 ② 事業の管理体制、コントラクターの能力等は、事業遂行上特段の障害がないと見込まれること。 ② 事業実施者は、在籍する人材及び同種の事業の実績等から、十分な事業管理能力及び事業遂行能力があること。
(7) 内部統制	① 事業実施者は、業務のモニタリング・内部監査システムなど適切な内部統制システムを有すること。
(8) 財務	① 事業実施者の財務状況等に特段の問題がないこと。偶発債務等の有無について確認がなされていること。 ② 事業実施者は監査報告、又はそれに代替するものを有すること。
(9) 経営状況等	① 出資先等及び事業実施者は、事業実施に必要な資金力及び資金調達能力を有していること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 事業実施者の経営陣は、対象事業を適切に管理できると見込まれること。</li> <li>③ 事業実施者の財務面、労務面、法務面、税務面において、事業の遂行に支障となる事象がないこと。</li> </ul>
4. 政策的審査事項	
(1)政策的意義	① 国の金属資源確保の方針及び別に定める要素を考慮し、総合的に判断する。

【開発資金債務保証（国内製錬）】

審査事項	審査基準等
1. 技術的審査事項	
(1)原料鉱石等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 調達が計画されている原料鉱石等の品質（品位、物性、粒度分布、不純物含有量等）が、プラントへの供給において問題がないこと。</li> <li>② 原料鉱石等の調達計画量は、生産計画と整合性があること。なお、原料鉱石等の調達先が明確な場合は、生産計画は当該鉱山の埋蔵量と整合性があること。</li> </ul>
(2)個別技術	<p>（開発事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 製錬方法等の個別技術は、対象とする原料鉱石等に対して実績のある方法であること。新規技術等の採用が計画されている場合は、試験結果等に基づき、適格性が高い方法であること。</li> </ul> <p>（生産事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 操業又は操業立ち上げにおいて、生産計画に重大な影響を与える等の技術上の問題が発生していないこと。問題が発生している場合は、適切な対処策が示されていること。</li> </ul>
(3)開発・生産計画	<p>（開発事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 開発計画（プラント設計、残渣処分場の設計、開発工程等）は、周辺インフラ、地形等が考慮されていること。</li> <li>② 生産計画は、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。</li> </ul>



	<p>③ 残渣処分場（鉱滓等）や廃水等の処理設備は、適切な設計がなされており、かつ十分な容量があること。</p> <p>（生産事業）</p> <p>① 生産計画は、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。</p> <p>② 残渣処分場（鉱滓等）や廃水等の処理設備は、適切な設計がなされており、かつ十分な容量があること。</p>
(4) 開発・生産体制	<p>① 事業を円滑に実施するために必要な開発・生産体制が構築されていること。</p> <p>② 適切な方法によって、十分な実績と技術を有するコントラクターが選定されていること、又は選定されると見込まれること。</p> <p>③ 初期不良等のトラブルに対して、コントラクターとの契約を含めて適切に対応できる体制になっていること。</p>
(5) 開発費、操業費	<p>① 開発費、操業費は、開発計画、生産計画と整合性があること。</p> <p>② 開発費、操業費は、立地環境等を考慮して適切であること。</p>
(6) 自然環境・社会環境・立地条件	<p>① 対象地域の自然環境・社会環境・立地条件において、開発・操業の障害となる事象が存在しないこと。障害となる事象が存在する場合は、有効な対処策が示されていること。</p>
2. 経済的審査事項	
(1) 資金計画	<p>① 保証委託者の借入予定額は、開発計画と整合性があること。</p> <p>② 返済計画は、生産計画に基づく資金収支見込みと整合性があること。</p>
(2) 借入金返済の確実性	<p>技術的審査事項において算定された開発費、生産量及び操業費の見通しを前提に、金属価格、為替レート等について一定の条件をおくことにより、保証対象債務の返済確実性を確認する。</p> <p>① 保証対象債務の返済期間における DCR が 1 を超えること。</p> <p style="text-align: center;">DCR = (元利返済に充当可能な原資の現在価値) / (借入金合計額)</p>

	<p>【注】保証委託者に機構の保証対象債務以外の借入金がある場合、借入金の合計額には当該借入金を含める。ただし、当該借入金を保証対象債務に劣後する場合、借入金合計額にこれを含めないことができるものとする。</p> <p>② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、それぞれ単独の要素が想定されている変動幅の範囲で事業環境に不利な条件になった場合でも、原則として事業期間におけるDCRが1を超えること。</p>
3. 契約・事業実施関連事項	
(1) 鉱石等供給契約	① 鉱石等供給契約を締結している、又は締結すると見込まれるなど、原料鉱石等の確保が相当程度確実であること。
(2) 契約条件等	<p>① 契約等において、債務保証の申込者又はその関係会社（以下「申込者等」という。）が事業計画の策定など、重要事項に関する意思決定に参画する応分の権利が確保されていること。</p> <p>② 事業実施者の定款や株主間協定が、事業実施において不適切なものではないこと。 （事業実施者は、対象事業を実質的に管理・運営する法人であり、対象事業に権益を保有する主要な外国法人、保証委託者等又は保証委託者等が直接、間接にかかわらず出資する外国法人をいう。）</p>
(3) 生産物の販売	<p>① 申込者等は、生産物の全部又は一部について、引取権、販売権等を有すること。</p> <p>② 当該事業からの生産物の販売が可能と見込まれること。</p>
(4) 事業実施に係る許認可等	① 事業実施に係る許認可事項が明確になっており、これらの承認について特段の障害がないと見込まれること。
(5) 事業管理能力及び事業遂行能力	<p>① 申込者等は、十分な事業管理能力を有していること。</p> <p>② 事業実施体制、コントラクター等の能力等は、事業遂行上特段の障害がないと見込まれること。</p> <p>③ 事業実施者は、在籍する人材及び同種の事業の実績等から、十分な事業遂行能力及び事業管理能力があること。</p>

(6) 経営状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業実施者並びに申込者等及び保証委託者等は、事業実施に必要な資金力又は資金調達能力を有していること。</li> <li>② 事業実施者の経営陣は、対象事業を適切に管理できると見込まれること。</li> <li>③ 事業実施者の財務面、労務面、法務面、税務面において、事業の遂行に支障となる事象がないこと。</li> </ul>
4. 政策的審査事項	
(1) 政策的意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国の金属資源確保の方針及び別に定める要素を考慮し、総合的に判断する。</li> </ul>

附 則

この業務通達は、令和4年11月14日から施行する。